

第2回吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会  
議事録

◆日時 平成18年3月26日(日) 13:30~16:30

◆場所 吉野町中央公民館 第3・4研修室

◆出席者

<自然環境等に関する専門家・研究者>

田垣内 進一	神習教大台ヶ原大教会 教長 (ご欠席)
田村 義彦	大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長
長嶋 俊介	鹿児島大学多島圏研究センター 教授
西田 正憲	奈良県立大学 教授
村上 興正	元京都大学 講師 (ご欠席)
横田 岳人	龍谷大学 講師

<関係行政機関>

林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	(ご欠席)
奈良県企画部観光交流局観光課	(ご欠席)
奈良県農林部森林保全課	杉本 和也 調整員
三重県環境森林部自然環境室	(ご欠席)
上北山村地域振興課	中崎 和徳 課長
川上村産業振興課	(ご欠席)
大台町宮川総合支所産業室	(ご欠席)

<関係団体等>

上北山村議会総合開発特別委員会	更谷 武廣 委員長
上北山村観光協会	更谷 昌美 協会長
上北山村漁業協同組合	金山 進英 組合長
上北山村区長会	福田 利也 代表
上北山村商工会	(ご欠席)
(財)グリーンパーク川上	(ご欠席)
大杉谷自然学校	森 正裕 事務局長
近畿日本鉄道(株)	本間 康之 課長
山岳ガイドクラブ 北山いこら	岩本 崇
奈良県勤労者山岳連盟	前 圭一
奈良県山岳連盟	梅屋 則夫 副会長
奈良県タクシー協会	(ご欠席)
奈良交通(株)	池川 敏男 課長
日本山岳会関西支部	篠崎 仁 理事

特定非営利活動法人森と人のネットワーク・奈良	岩本 泉治 理事
大台ヶ原地区パークボランティア	山本 勇三
吉野きたやま森林組合上北山支所	下吉 博之 技師
吉野熊野観光開発 (株)	仲川 勝敏 専務取締役
ワーク21かみきたやま	平山 孝一 会長

(以上敬称略)

<事務局>

環境省近畿地方環境事務所	出江 俊夫 所長 小沢 晴司 統括自然保護企画官 柴田 泰邦 国立公園・保全整備課長 小林 浩二 国立公園・保全整備課長補佐
吉野自然保護官事務所	熊代 哲 自然保護官
(株)スペースビジョン研究所	宮前 洋一 代表取締役

◆議 事

- (1) 西大台地区利用適正化計画について
- (2) その他

■挨拶 (環境省近畿地方環境事務所長)

：本日は年度末のお忙しい中、また休日にも関わらず、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。前回2月26日に第1回の協議会を開催いたしまして、口火を切った訳ですが、今後しばらくの間はお付き合いいただき、この利用調整地区の設定に向けて、皆様のお知恵をお借りして進めていきたいと思っておりますのでございます。

前回の会議におきまして、地域でも会を持って話をしてみてはどうかというご意見もありまして、私どももこの1ヶ月の間、地域に入らせていただいて、お話をまいりました。また、技術的なことにつきましては、専門家によるワーキンググループ等でご相談しながら、お知恵を借りて参ったところでございます。

本日は、主な課題についてご提案させていただいた上で、皆様から具体的なお提案をいただき、議論の中でさらに整理をしていきたいと考えておりますので、どうぞ活発なご議論をいただければと思っております。

■出席者紹介・資料確認

■議事

長嶋座長

：皆様お忙しいところお集まり頂きありがとうございます。

今回は第2回目の協議会です。前回は総論賛成というところでしたが、いよいよ具体的内容についての検討となりますので、よろしくお願ひ致します。

本協議会は、西大台地区に「利用調整地区」を指定するため、利用のあり方などを定める「利用適正化計画」の作成について協議するとともに、制度の円滑な実施協力に向け様々な関係者の合意形成を図る場でございます。

構成員の方々には、利用調整地区の指定に向け、またその先の円滑な実施協力に向け、具体的かつ前向きな発言を期待しています。

また本協議会は、関係行政機関や地元関係団体、専門家、さらに公募により選考された団体など多数の関係者から構成されておりますが、構成員はみな同じ立場でありますので、みなさまには積極的かつ忌憚のない発言をお願いいたします。

なお、本会議は長時間となることから、途中、15時頃に一度休憩時間を設けたいと思っております。

それでは環境省より利用適正化計画（素案）についての説明をお願いします。

（事務局より資料1「西大台地区利用適正化計画（素案）」、参考資料1「利用状況に関する補足資料」を説明）

長嶋座長

：本日は6つの項目について議論をしなければなりません。確認しますと、区域、期間、利用人数、利用方法に関する規程、管理運営体制、モニタリングという項目です。

前回、膨大な資料では議論できないという指摘を頂きましたので、整理された資料となっております。

最初にこのうちの1の区域と2の期間の議論をしたいと思います。基本的に地区については大筋で確定に近いところまで合意できればと思いますが、今日はじめて聞いた方もおられるかもしれませんので、改めて皆様のご意見を頂きたいと思います。

では区域と期間をまとめて議論したいと思います。利用人数、利用方法に関する規程、管理運営体制、モニタリングについてはこの議論が終わった後で議論したいと思います。

今日は皆様にできるだけ多くの意見を頂きたいと思います。

奈良県農林部森林保全課・杉本

：資料1と別紙の着色部分の区域が若干異なっているように見えるので確認願いたい。また、④～③の区域など県有地を含まない形をお願いします。

事務局

：1つめの点については、着色の区域が若干異なっている箇所があるかもしれませんが、別紙は概念を図示したものであります。2つめの点については、全て環境省所管地を想定しています。

森と人のネットワーク・奈良・岩本

：東ノ滝から、⑤～⑥にかけてシオカラ谷を境界線としていますが、ここは実際に利用できる状態ではありません。どういう意図でこの線を設定したのでしょうか。

事務局

：まず⑤～⑥の線は基本的に土地の所有境界であり、北側が環境省所管地です。そこがちょうどシオカラ谷の沢沿いになります。沢登りの利用者をどう扱うかという点に関して、利用調整の対象としないということで河川敷を除く設定としています。

長嶋座長

：今の沢登りの取り扱いについて、山岳会の方なにかご意見ありますか。

奈良県山岳連盟・梅屋

：原案でよいと思います。

上北山村地域振興課・中崎

：区域設定について、当然上北山村の村有地と接する境界が出てくると思いますが、実施の際には現地での相互立会いをお願いします。

次に先日地元で村民に30名ほど集まって頂いて、その中で環境省からこの区域案に近い形で説明を頂きましたが、そのなかの意見として「ドライブウェイ北側の三津河落山の方にツアーで多くの人が立入っている現実があります。この際あわせて規制してはどうか」という村民からの意見があったということをお伝えしておきます。

長嶋座長

：ありがとうございました。境界の立会いの件は、資料1の1頁の一番下にも書いておりますので、しっかりと対応をお願いします。ほかにあればどうぞ。

奈良県勤労者山岳連盟・梅屋

：質問ですが、先ほどの村民からのご意見は、ツアーそのものも規制すべきという意見でしょうか。

上北山村地域振興課・中崎

：ツアーを規制すべきという意見ではなく、ドライブウェイ北側の三津河落山も含めて利用調整地区にしてはどうかという意見です。

事務局

：今の意見に関して、ドライブウェイの北側の部分については、必要性等は認識していますが、実際に管理するにあたり、利用調整地区の中をドライブウェイが通過することになると管理しにくいということがあり、将来的には北側の三津河落側のエリアに関しても、長い目で見ては検討していきたいと考えていますが、今回はまずできるところから進めたいと考えております。

長嶋座長

：これは、別の利用対策部会場で、より質の高い利用という点で考えていくべき項目だと思いますので、ぜひ配慮したいと思います。

：吉野きたやま森林組合上北山支所・下吉  
質問ですが、バッファゾーンは設定しないのですか。

事務局

：法制度上、そういう仕組みはありません。

吉野きたやま森林組合上北山支所・下吉

：境界管理のために柵、制札等の設置を検討とありますが、歩道と接している部分に柵が並んでいるのは、景観上問題があると思います。バッファゾーンを設定して、歩道から10～20m程度離して設置することも一つの方法だと思います。

上北山村漁業協同組合・金山

：できるところからやるという考え方ではなく、大台全体を考え、法律に基づいて実施するのであれば、思い切ったことをやっていただきたい。

長嶋座長

：ここにいる方の恐らく7割が同じ思いだと思います。しかし、技術的にできないことを約束することはできません。体制の確立ができないのであれば、他の方法で対処せざるを得ません。特に法律的な処置となると責任を伴うので、管理できないものをやると言ってしまうと後が大変になります。

事務局

：しっかりやれという意見に対しては非常にありがたく思っています。ただ、ここに法規制をした場合、知らずに立入っても罰則の対象となってしまいます。

実はこの450haの延長を仮に四角形として考えると、約8kmの延長になります。この延長を管理することになりますが、これをどのように実現していくかは難しい課題だと思っています。そのようななかで、特に重要に管理しなければならないのが道路との境界です。その両側を管理するというのは相当に難しい部分をもっています。先ほどの「できるところから」という発言は、そういうことも含めてご提案させていただいているものです。ドライブウェイより北側の部分は、今後の課題としていろいろな呼び掛けとか、現在も看板を設置していますが、そういうこともあわせながら進めていきたいと考えています。

長嶋座長

：ほかにあればどうぞ。基本的にはこの区域で決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

長嶋座長

：では次の期間についてはいかがでしょうか。

森と人のネットワーク・奈良

：今は実行されていないようですが、冬場にドライブウェイを通してスノーシューを計画している団体がいくつもありました。「冬場は利用を調整する必要は認められない。」と言い切ってしまうのは問題ではないでしょうか。

長嶋座長

：年度ごとに定めるとありますので、実態が伴った場合は期間については調整することもあり得ると思います。一方で、消極的な理由として管理上の問題からそうになっている側面もあると思います。

田村

：岩本さんのご意見は規制ではなく禁止すべきという意味でしょうか。「利用を調整する必要は認められない。」とは、規制する必要性がないとの表現だと思います。確かに表現が断定的すぎますが、環境省が冬場に管理することは今の体制ではできません。また、冬場に5人、10人が利用しても規制する必要はないでしょう。もちろん50人、100人が入ることになれば問題ですが。

事務局

：春から秋季の期間にたくさんの方が集中して、雰囲気や壊しているとか、自然の植生を壊していたり、歩道の荒廃が見られるとか、そういう問題点に立ってスタートしているので、今回はそれをコントロールするためにどの期間を対象にすべきかという範囲で議論いただきたいと考えています。冬の問題は、他地域でもスノーモービルの乗り入れが問題になっており、実態として必要が認められれば将来的に検討することもあります。表現の問題については適切でないところは修正させていただきますが、趣旨としてはそのような意味です。

長嶋座長

：ほかに意見はございますか。なければ次の項目に移りたいと思います。利用人数の適正化の方法ですが、本日は人数を定めることが目的ではなく、どういうふうを考えるべきかについて皆様の意見を伺い、これに基づいてできれば次回には人数を定められるようにお願いしたいと思います。また、ここに整理されているような概念以外にさらに考えるべき項目があればお願いします。

田村：

資料1の5頁の上から1～3行目についてです。私は利用対策部会等で大台ヶ原の利用に関しては量の規制だけでは不十分で質の向上も必要であり、これを両輪として進めることを言い続けてきましたが、これは先の話です。現在、量の拡大によって生態系に悪影響を与えているから規制しようというのが制度の発端であり、基本精神です。従って、現時点でこれを掲げる必要はありません。実際に大台で質の向上が図られるのは、5年や10年でできるものではないと思います。また、本当に質の向上が図られた時には、はむしろ規制は取り払ってもいいと思います。現時点では、質の向上が図られないから量の規制と質の向上を同時に図るものであると考えます。

事務局

：前回のご議論でも出たところですが、今回、ピークのコントロールをしようとしています。利用者の集中しているピークが分散して、1日あたりのインパクトがあまりないような状態に収まっていったら、平日も含めてうまく少人数で利用していただいたとしたら、結果として今の総入込数を越えることもあるかもしれない。従って、量のコントロールをしないとか、必要としないという意味ではなく、1日あたりの量をコントロールしていったときに、結果として総量が増える可能性があることを頭から否定するものではないということを、理論上の整理として示そうとしたものです。

田村

：今回の規制は総量規制ではないのですか。手段は1日あたりなどいろいろありますが、目的は総量規制ではないのですか。

事務局

：当然、増やすことが目的ではありません。しかし、結果として総量が増加する可能性を全く否定するものでもありません。規制のベースは1日あたりの利用者数であり、今までの議論は年間の総量を減らさなければいけないという議論ではなかったのではないのでしょうか。

田村

：私が伺いたいのは環境省の考えです。今の5千人が6千人、7千人と増加してもいいのですか。

事務局

：それが望ましいは思っていません。今目指すべきは、1日あたりのインパクトをどう減らすかということだと思います。

田村

：1日あたりの上限値を決めて日数をかければ、今の総利用者数よりも増えるのではないですか。それを伺っているのです。環境省の量的規制は何を目指しているのですか。

私は総量規制だと思っています。時間的に集中して生態系が破壊されているというのも一つの言い方です。しかし、全体の人数による生態系の圧迫も一つの言い方です。例えば歩道にバイパスができるのは恐らく集中の問題であると思われます。しかし、トータル5千人で生態系に影響がないとは言えないと思います。生態的圧迫については、科学的な判断材料がないということになっています。

今論じているのは生態学の話をしているのではなく、行政としてどう判断されるのかを聞きたいのです。

事務局

：総量が増え続けるのは良くないことだと思います。しかし、まず一義的なターゲットは、ピークを減らしながら快適な利用、静寂な雰囲気を楽しむ利用、インパクトの少ない利用をしていただくことです。

その次の議論として総量についてですが、増やしてもいい、望ましいということではありませんが、結果として、増加する可能性について全面的に否定しているものではありません。

田村

：この問題は極めて重要な問題です。率直にいうと、村の人は総量が増えることを望んでいると思います。その村の考えは私にも理解できます。

それに対し、環境省としてどう考えるのかをはっきりさせないと、ここであいまいな発言をして、村の人が環境省とは別のイメージで利用調整地区によって観光客が増えることを期待しているとすれば、誤解を招くことになると思います。

奈良県山岳連盟・梅屋

：この問題で重要なのは、ラッシュ規制と総量規制をリンクしてともに規制するのか、1日あたりのピークカットで規制するのか、それによってこの検討の進め方も変わってきます。極端に言えば1日のピークをターゲットに規制するのであれば年間通じて利用調整をしなくても土日だけで足ります。従って、ここを先に議論しなければ規制の方法は議論できません。

また、これを維持するためには相当のコストがかかります。費用対効果からみても先ほど示していただいた管理、手続き等を考えても、人間のです。それだけのコストをかける意義がどこにあるかを先に議論しておくべきです。

もう1点、皆様方の話は、環境省を含めて、管理の点に重きが行き過ぎています。こういう広大な自然を相手にそもそも管理できるわけがありません。理念に基づいて決めれば、あとは人間の良心に従って相互にコントロールしていくという姿勢がなければこのような話はできません。従って管理の話はもう少し横においておいた方が良いでしょうと思います。

西田

：私は利用調整地区の考え方に総量規制を導入するのはきわめて難しいと思います。日本の各地で同様の議論がありますが、なかなか決まらないのが実情です。現在5千人だから、5千人を越えてはならないという話はできないし、それは極めて横暴だと思います。何を根拠に人数を決めるのだという問題があります。もう一つは、そのような数値を決めていくのは、地元の意見も相当考えていかなければならないと思います。

従って、できることと、できないことがあり、できることからするしかないのであります。

今、環境省は西大台地区でピークカットを打ち出しています。静寂な雰囲気等の阻害等に対して少しでも改善していこうとしています。従って環境容量は何人かという議論は難しいという観点にたつて、少しでも改善すべくピークカットをする、そこが大切だと思います。

森と人のネットワーク・奈良・岩本

：西田先生にお聞きしたい。利用の質について、上質な利用とはなにか。我々はお客様を迎える立場なので、極端に言えば質が良からうが悪からうが、来て頂いたときに上手に利用していただくようガイドするのが村のガイドの役割の一つであると考えています。つまり、こういう人なら来ていただいて結構で、こういう人はダメということを決めることができるのでしょうか。また、現実として知っておいて頂きたいのは、昨年利用者は年間15万人程であります、かつ



ては年間30万人程であったときは、西大台にももっと利用者が多く入っておりましたが、利用者の質は悪くありませんでした。その理由はブッシュが多くて脇へ入ったりする人がいなかったためです。しかし、今の西大台の利用者は非常にマナーが悪いです。現在はブッシュがないので、かつて入り込めなかったところに簡単に入り込めるのです。またこのことに関連して、焚き火もするし、密漁者も入るのです。

深い自然体験をしてもらおうと考えるのであれば、我々ガイドのパフォーマンスが充実していれば良いと思います。先生のイメージと我々のイメージにずれがあるのではないかと思います。

西田

：質の高い利用は、理想的には深い自然体験であります。原生的な自然のなか、静寂のなかでゆったり自然体験をする。そしてきちんとマナーを守る。それは理想的には原生的自然のなかで行われるエコツーリズムであります。少人数で、ガイドが付いて、しっかりと自然の仕組みや自然を理解して深い体験を行う。それが理想的であると思います。しかし、いきなり理想には近づけません。だから1歩ずつと考えています。

良い客、悪い客を選別することは現実的にはできないのではないのでしょうか。

奈良交通(株)・池川

：ゴミを捨てる客、入ってはいけないところに入る客などそういうマナーを守れない客は、やはり悪い客です。利用調整地区を指定することによって、原案ではビジターセンターで教育をしようということを謳っていますので、それを守る客が良い客であり、そういう質の良い客に入ってもらいべきです。

ただし、「質の向上が図られれば量が増えても問題ない」ということには私は異論があります。質の向上が図られたからといって、そう簡単に量が増えることをカバーできないのではないかと思います。

総量規制について、オーバーユース対策ではなく原生的な良い自然を守ろうということが趣旨であるとすれば、心としてはトータルの入込数を抑えるべきであると思います。ただし、年間5千人と規定して5千人になった時点で立ち入りを禁止するような方法は現実的ではないと思いますので、1日あたりの50人、100人という人数をしっかり抑えていけば、結果としてはそう増加しないのではないかと思います。

奈良県勤労者山岳連盟・前

：利用人数の適正化をどういう基準で考えるかは非常に難しい問題です。少なくとも現状の西大台はオーバーユースで深刻な状況ではないと思います。しかし、確かに資料にあるように複線化等の影響が生じていることも現実です。

そのようななかで「自然を体験するにふさわしい静寂性が確保され、自然環境への影響の生じない利用密度に誘導」と書かれていますが、「自然環境への影響の生じない」ということでは利用者が全く入らないことが最もよいことになると思いますが、ここではそういうことを議論する場ではありません。しかし、どういう状態であれば自然環境への影響が最小限に抑えられるような状態と考えるのかが見えてきません。

こういう議論をするにあたって、ここでは1団体あたりの上限と1日あたりの上限として具体的

に提案されていますが、関連して4ページ目にデータが示されていますが、以前、私が質問した「ツアー等が現実にどのような利用形態になっているのか」のデータについても示された上で議論すべきと思います。1団体について上限15名となっており、目安とする数値が書いてありますが、今後ガイドの同行を想定すれば、マイクを使って説明するわけにはいかないので、当然それくらいの10～15名くらいの数値になってくると思います。

事務局

：今のご質問に関しては参考資料1にヒアリング調査結果及びカウンター調査結果による利用動態を整理しておりますので、あわせてご覧頂きたいと思います。

長嶋座長

：事務局から補足説明いただきたいが、利用調整地区指定にあたっての上限人数等については審議会の諮問事項ではなく、年度ごとに定めるような形も可能だと思います。事後にも調整可能であるということを前提にして議論してもらえば、総量規制なのかピークカットなのかということについてもどこを議論すべきかという論点が変わってくるので、そのような技術的なことについて説明頂きたい。

事務局

：総量規制かピークカットかという点に関しては、これまでの議論ではピークへの集中が問題なのでそこを何らかの形で調整するという考え方があったかと思いますが、その点に関してはまだ議論があるところであります。最初に説明させて頂いたように、人数に関しては50人が良いのか100人が良いのかという根拠を科学的に示すことは極めて困難であるという前提があります。これについては実際にやってみて、問題が生じれば見直しをするというように試行錯誤的に検証を繰り返しながら実施する仕組みにすべきものであります。告示についても一度決めてしまえば未来永劫その数値で行うものではなく、実際にやってみて、単位としては年度ごとが適当であると思いますが、同時にモニタリングを行い、利用者に対してはアンケートで本当に自然の静寂性が確保されていたかどうかを確認する、また自然環境に対する影響がみられれば、何らかの対応を行う。このように毎年モニタリングを繰り返して、人数についても必要に応じて見直していくものと考えていただければ結構でございます。

長嶋座長

：基本的にピークカットが必要であるという認識については、皆様共有できるものであると思いますが、総量についてはいろいろな意見があると思います。しかし、今回決定したら永久的にその値という訳ではありません。従って基本的な理念としてどう考えるかというところでご意見を頂きたい。

実際の運用において、モニタリングしながら協議会で毎年見直しを行うということであれば、深刻な事態にはならないと思います。

大台ヶ原パークボランティア・山本

：利用調整地区は当然量の問題であります。利用調整地区を指定する一つの意味・目的として

は、自然とのふれあい、自然との取り組み方、接点、そういう意識を変えていくきっかけになると思います。今までは国立公園・国定公園には自由に出入りできましたが、大台ではじめて利用調整地区がスタートすれば、事前に認定を受けてから立入るといった一つの行為が必要となってきます。入込む自然は非常に貴重で、国民の財産であるからこそ、そのような手続きが必要なのだという意識改革につながっていけば非常に有意義であると思います。

上北山村地域振興課・中崎

：1団体あたりの上限人数について、今後、特例についても議論いただきたいと思います。例えば、西大台で貴重な自然が残った地域について学習の場として子供たちに利用させたいときに、その人数が50人であったときにどうするのかということも今後ご検討いただきたい。

長嶋座長

：資料には1団体とありますが、これは1グループとすべきではありませんか。

事務局

：参考資料1の2頁に55名のグループが入山しています。このグループはもともと92人の団体を東大台と西大台の2班に分けていますが、こういう形で分散させていくという方法が考えられません。

横田

：利用人数の上限は、非常に難しい問題ですが、これまで議論されてない点に触れたいと思います。

1つは基本的に西大台地区の周回線歩道の利用を前提としていますが、西大台地区のここだけを歩くのが本当に良いのかという疑問があります。というのは、西大台には他にも本当にきれいな場所があります。そのような所はガイドを付けて歩くということも視野に入れていいのではないのでしょうか。このルートだけを毎日100人が歩けば自然は相当荒れると思いますが、例えばこのルートは1日50人までにして、ガイド付きであれば別のルートを歩くことも認定されることが検討されても良いのではないのでしょうか。

もう一つは、植物生態学の立場からの意見ですが、春先の植物が芽吹く時期は植物は非常に敏感であり、その時期に大量に人が入り込むと、その影響は当年中続きます。例えば東大台で木道を作ったとき、春先の時期に迂回路を作っていたはずですが、その迂回路の植生はいまだに回復していません。春先に歩くと影響を受けやすいので、その時期の利用は気を付けるということも付帯事項で考えておくべきです。

田村

：質の高い利用とは何か。それは言い出せばきりがなく、常識のレベルでよいと思いますが、「静寂性」は極めて重要なファクターだと思っています。外国の国立公園では静寂性を極めて重視しています。原生的自然のなかで里山等の自然と異なる大きなファクターは静寂性だと思います。そのような意味で、村の振興課長さんからご提案があったことはご提案の限りにおいては納得できますが、たとえ50人がいかに小学生であっても、やはりそこは分散を学校で考えたいと

思います。本当に50人が一斉に入らなければならないのかということは、観光バスも含め、いかに学習のためであれ、あまり良くないのではないかと思います。

次に横田先生がおっしゃった新しいルートを開拓すればというご提案については、理論的には賛成です。そのような意味では三津河落の方はすばらしい自然を有していますが、真ん中にドライブウェイが通っているの、一つの区域にまとめることができません。中央環境審議会に諮るときに、利用調整地区の真ん中にドライブウェイが通っているは説明しきれないと思います。原案においてドライブウェイを外していることは極めて説得力があります。漁業組合長さんがおっしゃるように一つにするのであれば、ドライブウェイを経ヶ峰まで後退させ、そこに駐車場を作つて奥は全て利用調整地区にする。そうすれば世界に誇れるものになると思います。

長嶋座長

：ありがとうございます。3時になりましたので10分間休憩を挟みたいと思います。

(10分間休憩)

長嶋座長

：先ほどの議論の続きをしたいと思います。

量と質の問題をどう考えるかという議論がありました。質を高めることで環境へのインパクトを下げようということについては異論のないところで、それをどのようにするかという認識のところで、まだまだ議論する必要があるということでありました。

それから量については、ピークをカットすることについては皆さん異論がなかった。そのときに、量をどのように設定するのか、年間の入込総量について考慮するのかどうか、というところいろいろな意見を頂きました。しかし、年度当初に総量を規制してそれを管理できるものではないという意見もありました。

環境とのインパクトを考えながら、年度ごとに見直していくことも技術的に不可能ではないということですが、基本的な考え方を整理しないと具体的に決まりませんので、皆さんの意見をさらに頂きたいと思います。

先ほど皆様から頂いた意見のほかに総量をどう規制するのかということは、管理との関わりもありますし、例えば3頁の3)に時間帯別の上限を設定するのか、あるいは区域ごと、利用形態ごとに利用者の上限があるのか、それから団体の上限ではなく、1ガイドあたり的人数という表現もありうるが、それと関係してガイドとか、その同行についてはどう考えるのか。地元のガイド体制が確立されないなかで、当面どうするのかという問題も出てくると思います。それから注意事項等の周知徹底の方法について、事前レクチャーが本当にできるのか、それ以外の例外について設ける必要があるのか。これらについても皆様にはいろいろな意見があると思います。

細かい話もあると思いますが、今日は根本的な考え方を整理していきたいと思います。

それから今後の管理運営体制についてどのような団体、どのような巡視体制をつくっていくべきか、さらにはモニタリング、これらはそれぞれに分けて考えられない問題ですので、あわせて皆様からのご意見を頂きたいと思います。

上北山村漁業協同組合・金山

：ドライブウェイから違法に入山する人の管理体制をどうするのかお聞きしたい。環境省はこういう利用者を徹底的に取り締まるのですか。

事務局

：申請せずに入るとは違反になりますし、事前に申請する際に利用するルートを記入してもらうことになっておりますが、その申請ルートから外れることも違反になります。そのためには巡視の体制を整える必要があると考えております。

奈良県勤労者山岳連盟・前

：関連して7頁に罰則規定があると書いていますが、具体的内容を教えて頂けますか。

事務局

：法律上は六ヶ月以下の懲役又は五十万円以下の罰金となっております。

事務局

：どの程度厳密性をもって当初から区域を管理していくかという部分について、まず、念頭に置かなければならないのは、約450haの広大な区域であり非常に長い延長を持つことから、しっかりと周知をしたうえで、ある意味、利用者のモラルにゆだねざるを得ない部分が残るものだと考えております。例えば、鳥獣保護区では、その中では銃を撃ってはいけない、その外では銃を撃ってもよいということになります。そこで、例えば道路界や河川界などのできるだけ分かりやすい境界を設定し、境界を示した地図を狩猟者に配ります。そして現場においては、ここは鳥獣保護区であるということを示す赤い看板を設置したうえで、ある部分は狩猟者の良心やマナーにゆだねつつ管理しています。

一方で、物理的に制限しようとするれば、高い柵を設置すれば確実ではありますが、このような場所に馴染む方法ではないという議論もあります。このあたりの組み合わせを考えながら、例えば、非常に紛らわしいところで、集団施設地区と接していたり、駐車場など多くの人が利用するところには物理的に境界を示すことも必要になるかもしれませんし、一方で、川沿いや人の入らないところについてはもう少し柔軟い方法が考えられます。そのような組み合わせで管理していくのではないかと考えています。

それから罰則の話がありましたが、罰則のあるどんな法律でも同じであります。全ての違反者を徹底的に取り締まっているかといえばそういうものではありません。しかし、周知をし、そのようなことが起こらないよう努力するとともに、取り締まりについても考えていく必要があります。しかし、パトロールを全て私たちの職員だけで行うのは現実的に無理であると考えていますので、資料にもあるようにいろいろな方々の協力を頂きながら進めていく必要があると考えております。

長嶋座長

：金山さんの質問の件に関して、資料1の一番下に「境界管理のため柵、制札等の設置を検討」とあります、次に7頁に「認定者に対して、利用調整地区内において常に見えやすい位置に認定証を掲示しておくことを義務付ける」とあり、これは違反者のチェックが行いやすくなりま

す。またその下に「年に数回合同パトロールの実施」「ガイド同行の場合、ガイドに一定の役割を持たせることも要件等」とあります。そういうことも含めた対応ということだと思いますが、他にあればどうぞ。

事務局

：違反についての補足説明ですが、利用調整地区に限らず自然公園法の違反に関しては、罰則ということになれば当然警察を巻き込んでの話になります。これは極めて悪質な場合についての対応ということになります。

上北山村漁業協同組合・金山

：罰則のある法律で取り締まるのであれば、山上に駐在所を作るくらいでなければ難しいのではないのでしょうか。実際にガイドが違反者を取り締まる役割を担うことは難しいですし、すぐに通報できるような携帯電話のアンテナの整備も検討すべきではないのでしょうか。

長嶋座長

：精神としては理解できますが、他の機関との調整の話になりますので、これについては別途協議事項としたいと思います。他にあればどうぞ。

大杉谷自然学校・森

：申請した日にしか入れないとなると、天候が悪くときでも無理に入って、その結果道に迷うようなことも生じてくるのではないのでしょうか。従って、歩道の整備ということも考えておくべきです。実際に西大台で雨の日に入って迷った初心者の方もいると思います。雨の日に迷ったらどうなるかといえば、そこに道ができてくる。そして天候が良い日にその道にまた人が入ることになる。その辺も踏まえた登山歩道の整備も必要であると思います。

事務局

：前回もご説明しましたが、西大台については最小限の整備とすることを基本方針としており、そういう場所であるからこそ原生的な雰囲気が体験できる場所でもありますので、安全面からの最小限の整備については進めていきたいと思っています。

補足しますと、整備という言葉からは今のようなお答えになりますが、例えば迷いそうなところに落ちた枝を×の字に立てかけておくとか、そのようなきめ細かな対応もあると思います。仰っているのが本格的な整備ということではなく、迷いにくくする工夫が必要であるということであれば、いろいろな工夫が可能であると思います。

田村

：当初に掲げられていた事柄で、なぜか今回の資料では抜けているものに「利用者責任」という言葉があります。特にここは原生的自然でありますので、ガイドが付くか付かないかというのは副次的要素であり、利用者がやはり自分について責任を持つというのは大原則だと思います。それは原生的な自然を利用するうえでの大原則であります。仮に予約して何月何日に認定を受け、その日に雨が降っていた場合には、自分の判断で諦めなければ仕方ないでしょう。雨で入れなか

った利用者に対して何らかの考慮をするかどうかは、別途判断すればよい問題です。それから雨が降って新しい道ができるという話に関して、登山道の両側にロープを張って登山道の脇へ出ないようにするような対応は、私は反対です。そうなれば東大台と同じであり、原生的景観とは言えません。

事務局

：今の自己責任という話に関連して、今回の資料では表に出ていませんが6ページの注意事項の周知徹底という項目の中で当然書くべき項目であると考えております。

もう一点は、西大台の利用に関して、ハードの整備については先ほどご説明させていただいたようなことと、合わせて注意事項や事前レクチャーなどのソフトでの対応も行っていくことが必要であると考えております。

長嶋座長

：事前レクチャーの話は大事であり、その中でも特にリスクマネジメントは大事です。また、利用者責任についても事前レクチャーや配布物には必ず書くべき要件になると思います。利用の質、利用の心得は、利用に伴う環境破壊、これに対して最大限配慮する責任を持つということはお出てくると思いますので、具体的内容に書き込むべきことにも関わってきます。これについても、また意見があればいただきたい。

田村

：レクチャーについて、非常に拡散されています。一般的な登山についての注意事項、一般的なモラルについての注意事項は広範にすべきではありますが、認定を受けた利用者が西大台に入るためのレクチャーは、もう少し意味が深まると思います。ビジターセンターなどでアクティブレンジャーなどがマンツーマンのようにテキストに基づいて要点をかいつまんでレクチャーする。私は、これが可能であれば義務付けるべきであると考えております。認定証を郵送するようなことが書かれています。郵送すれば誰もレクチャーを受けないのではないのでしょうか。認定証があれば入れるのに、わざわざレクチャーを受ける手間をかける人はいないのではないのでしょうか。レクチャーを受けないことには認定証を入手することができない仕組みにして初めて、利用者はレクチャーを受けるのではないのでしょうか。その意味で、これは現実的な案ではないと思います。何よりも基本的なものは、利用の質を考えるうえで、きちんとしたレクチャーをするのかしないのか、一般的なモラルの話ではないということを区別して考えていただきたい。

事務局

：今回の利用調整地区を考えるときに、レクチャーが大事であるということは非常に基本的なことであり、仰るとおりでございますが、実際の利用時間をカウンターでデータで見ると朝5時頃から18時頃まで人が動いています。そのなかで、レクチャーをどう行うかという点で、現実の問題として難しいところがあります。

田村

：事務的に時間の制約でできないというのであれば、最初からレクチャーなど書かない方が良いの

ではないでしょうか。認定証を郵送して、あとは自由に利用して下さいということにしたら良いのではないですか。ゴミを捨ててはいけないとか、注意して利用しましょうというレベルのことは、世間の人は皆知っていることであります。

そんなことをレクチャーするのではないはずで、マンツーマンでのレクチャーはもっとレベルの高いものであるはずで、それを時間がないからといって認定証を郵送すれば、例えば認定証を他人に横流しするようなこともあり得ると思います。

長嶋座長

：これを義務とするか、原則とするかでニュアンスが違う話であり、ここはまだ議論を積み重ねるべき課題であります。ほかにあればどうぞ。

森と人のネットワーク・奈良・岩本

：6頁の一番下の項目で「当該地域に求められるガイドの資質は、既設の試験、資格等で一般的に求められていること…」とありますが、これが前提ということですか。このようなやり方をしていると、いわゆる賢い人間ばかりが山岳ガイドや自然体験をさせることになると思います。それは違うと思います。大台の気象や自然に関する講習を開いてもらって、受講すればそれでガイドとして認定するような仕組みにしてもらわなければ、例えば退職した後でガイドをしたいという人にとっては資格の取得が難しくなる。これは一つのお願いです。

吉野きたやま森林組合上北山支所・下吉

：一つの案ですが、先程の森さんの話に関連して、認定証を下山後に回収することによって、遭難していないことを確認するような仕組みが考えられないでしょうか。ご検討いただきたい。

田村

：これを本当に実施するのであれば、環境省はビジターセンターに当直者を置いて、24時間体制で取り組む必要があると思います。資料にも利用調整の時間は終日と書いてあります。

事務局

：利用調整の時間が終日というのは、認定を受けるべき時間帯が終日になるという意味であって、夜間の認定をどうするかということについては別の次元の問題として存在しています。例えば、夜間に入山したいという申請が出たときに認定するかどうか、そのような基準やルールの話です。

田村

：それは承知しています。また、先程仰ったように申請したルートから外れればペナルティという話は全くナンセンスです。天候や体調に応じてルートを変更することは山では普通にあることで、それがペナルティの対象になるとすればとんでもないことになります。私は「入る日」は規制をするが、入ればある程度自由であるべきと考えます。世界中の国立公園もそういう発想です。入山規制というのは厳しく規制するというものではなく「待たせる」というものであり、そして入ったらかなり自由であるべきなのです。それは日本人よりもモラルが高いからできることもできませんが、日本人もそうなるべきだと思います。



事務局

：コースから外れたら全て違反というのではなく、正確には「偽りその他不正な手段により」ということなので、その辺は法の解釈の部分になりますが、必ずしも全てが違反ということではありません。

田村

：申請時にコースは記入するのですか。

事務局

：申請の様式ではコースを記入することになっています。

田村

：申請したコースについて、事と次第によって変更することになってもペナルティにはならないのですか。

事務局

：偽りということではなければそうであると思います。

長嶋座長

：悪質な行為があったかどうかということが一つの判断になると思います。環境の質を損なうことについては悪質とみなすという基本的精神を持つべきであり、その方向で運用したいと思いますが、裁判などそういうものではまた別の基準がでてくるかもしれません。

奈良県山岳連盟・梅屋

：1つは入山にあたってガイド同行の義務付けは、ある程度の汎用性を持たせていただきたい。例えば中ノ滝を登る場合など、ガイドが同行する形は困難であると思いますので、そういう場合を考慮した措置として頂きたい。

2つめは月に何回も、あるいは年に何回も来る場合の認定の方法の問題で、その都度というのは問題があると思います。それは利用料を徴収するということでありますので、一定期間の何回分かをまとめて申請できるようにして、その手続きは1回分というかたちの運用を考えていただきたい。

3つめは、大原則として一定の自由な形の入山をある意味で規制することであり、それに罰則が伴っていることで、基本的に雁字搦めにする運用は好ましくないと考えます。自然と人間は共生するというなかで考えて、できるだけ規制は少なくして、必ず事前に申請して認定して、1日の最大利用数が100人なら100人に到達しないというところだけをしっかりと管理するシステムで運営をして頂きたい。

もう一つは何ヶ月前に申請をする必要があるか。常識的には私はできるだけ短い方がよいと思いますので、2～3週間前までとして頂きたい。

奈良県勤労者山岳連盟・前

：先程議論になったガイドを付けた場合の利用に関して、6頁をどう理解すべきか確認したい。いわゆる個人の利用とガイドを付けた利用に種類分けをして、ガイドを付けた場合に、どんなガイドかという問題があります。本資料には、ガイドを付けて利用しますという申請を出したときに、環境省なり指定認定機関が認定するための基準を示しているのですか。

事務局

：ご質問の部分の趣旨は、まず上の2～3点は、ガイドの同行を義務付けるべきか、義務付けるべきでないかという利用適正化計画に載せる前の段階の話で、これまでの議論を踏まえるとガイドの同行が望ましいが、ガイド制度が確立していないこと、また登山利用など必ずしもガイドを必要としない形態もあるということを書いています。次に下の項目については、ガイドの考え方を書いており、一般的に求められる資質もありますが、その他に西大台や地域に関する理解も不可欠であるということを書いています。いろいろなことをまとめて箇条書きにしていますので分かりにくくなってしまいましたが、そういう趣旨です。

長嶋座長

：これは今後大事な話です。どういう形で質の高い利用をするかというときに、原則をどこに置くかという話です。ただし、現在それが図れるかどうかは次の問題です。私は、原則ガイドの同行を義務として、その人がガイド同行でなくても質の高い利用ができると認定される場合は、例外として認めるくらいの基準が本来のあり方ではないかと思いますが、ここでは原則をどう設けるかということを中心に議論しておきたい。

山岳ガイドクラブ北山いこら・岩本

：先ほど、滝登りの取り扱いについて意見が出ましたが、この規制は歩道から外れないことが原則ではないのですか。そうすれば西大台を回るルートには滝登りをするところはありません。環境省は歩道以外のルートである千石岩やシオカラ谷に登る人にも認定をするのでしょうか。

事務局

：公園計画の利用計画に位置付けられていないルートを利用するという申請がされた場合も、内容を審査した上で問題がないと判断すれば、認定することになります。

山岳ガイドクラブ北山いこら・岩本

：そうであれば、歩道から外れて歩くと荒れるという考え方は除外するというのでしょうか。

事務局

：利用計画で定められた歩道を利用とすることが原則ですが、例外的に質の高いふれあい利用等のために歩道から外れて歩くことをどう扱うかについては、今後議論のあるところであると認識しています。

田村

：千石崖や中ノ滝などのクライマーの実態については、ご存知のように昔からルートもありますし、クライマーの数は知れています。私はさしたる生態系破壊にはならないのではないかと思います。

山岳ガイドクラブ北山いこら・岩本

：実際に崖登りをされている方や本格的な登山をしている方は質も良い。そういう意味では、私も入っても問題はないと思います。しかし、これまでの議論では歩道の複線化の議論も出ており、道から外れることに許可を出すのかということに疑問を持ったということでございます。

長嶋座長

：全てに原則があつて、多少は例外があるかもしれないが、その多少の範囲は緊急避難的な範囲であると思います。あとは運用の話であると思います。

ほかにあればどうぞ。

吉野熊野観光開発（株）・仲川

：山の上で商売をしている関係から、これから電話予約が入ってくる季節になりますが、西大台に入ろうと思いますと今年からガイド同行でなければならなくなるのでしょうか。私どもは電話対応で説明する必要があります。既に大台は車では入れないところというイメージを持っておられる方もおられますし、その上にこの利用調整地区が設定されますと、その考え方は結構であります。大台へ登ってくる入山者が減ってくるような傾向に思えます。ビジターセンターもかつては宿直もあつたのに今は2人体制で夜間は無人であります。今、山上に夜間常駐しているのは大台荘だけあります。会社も赤字続きで人員削減を図っているなか、今の体制で夜間の管理等を担うことは難しい状況にあります。規制を導入する時には、その辺は環境省なり村なりでカバーしていただけるものなのか、十分ご配慮いただきたいと思います。

長嶋座長

：基本的に誤った情報を流さないということには十分配慮する必要があります。また質の高い利用ということは、むしろ質の高い客が来てくれることに繋がると思いますが、そのためのアピールも誤解のない形でやらなければいけません。

それから今後、パークレンジャーも含めて、西大台に関する環境省の関与責任がでてくるので、ご心配されていることは恐らく前向きに改善されるものと思います。ですが、そういう懸念があるということ、ここで押さえておく必要はあると思います。

奈良県農林部森林保全課・杉本

：前回もお願いしたと思いますが、今回もビジターセンターの件については何の話もなく、今日初めてこの資料を見せていただいております。例えばp6、p7に「ビジターセンターにおいてレクチャー」、「ビジターセンターを拠点に」というような言葉がでてきています。ビジターセンターについては、ハード面の施設は環境省の財産であります。人が出入りするフロアは現時点で奈良県が全面的に借用しています。そして環境大臣の同意を得て奈良県が博物展示事業として、2名の県職員をおいて実施しています。フロアの管理者であり博物展示事業を実施している

事業の執行者である奈良県が、他の構成員の方と同じ時点でこの内容を知るのは非常に不具合であると思います。吉熊観光さんが仰っていたように奈良県は事業を縮小してきていて、この何年来「奈良県は大台の自然再生にはついていけないので、環境省に主体的にやってもらいたい」と言い続けています。資料には「環境省が主体となって」とは書いてありますが、実際には奈良県がフロアを管理し、博物展示事業を実施しているからには、平成19年度にこの規制をスタートするのであれば、吉熊観光さんも同じ心配をしておられると思いますが、この規制に対して、我々はどうか対応すべきか、山を下りるべきなのか、あやふやな状態にあります。事前にそういう話し合いをする場を設置することを以前からお願いしていますが、それがなくままにこういう資料がいきなり出てくることは、非常に残念であります。

事務局

：失礼いたしました。今後、関係機関との事前の十分な協議をもって進めていきたいと思っております。

長嶋座長

：審議会等を通して設定が決まった後にどう運用するかということは、ここにいる皆様は全員が当事者でありますので、今こうした計画をスタートすれば終わりではなく、スタートした後が大事なので、そういう認識でよろしくお願い致します。

ほかにあればどうぞ。

日本山岳会関西支部・篠崎

：先ほど、1団体なのか、1グループなのかという話がありましたが、1団体をさらにグループに分けてもよいということになると、例えば大型バスを連れてきてグループ分けをしても、実際には大量の人間が入って破壊することになりかねません。山岳団体もたくさんあって、なかには会員が数百人、東京には千人を超える大きな団体もあります。大台ヶ原は関東の人間にも魅力のある山であり、バスを連れてきてもグループ分けすればかまわないとなると懸念されることで、やはりシビアにグループで規制すべきであると思います。東北の山の事例では、1団体をグループで分けたが、結局頂上で合流して数十人で酒盛りをして騒いでいるような事例も多くあります。そのような危険性は高いと思います。

奈良県山岳連盟・梅屋

：それを言い出すと、最適な人数とか形態はどういうものかを議論しなければなりません。それができないから、原案のようなアバウトな形で調整しようということになっているのではないのでしょうか。

日本山岳会関西支部・篠崎

：しかし、私は先ほどの例にあるように1つの団体で50人も60人も入ることについては慎重に考えるべきであると思いますので、ここでは問題提起しておきたいと思っております。

もう一つは、利用調整地区ということでしたら、しっかり登山道を整備してほしいという意見もありましたが、原生的自然を守るということですので、基本的には登山道であって観光道路ではなく、基本的には自己責任で、物理的な整備は最小限にお願いしたいと思っております。

長嶋座長

：団体の取り扱いについては重要な問題であると思いますので、ワーキング等でしっかり詰めて次回に提案できる状態にしたいと思います。

奈良県勤労者山岳連盟・前

：どういう団体を想定するかにもよりますが、いわゆる営利団体のツアー会社では、ここにもありますように18名くらいが採算ベースだと思います。15名程度を上限にするということは、ここでは最初からこういうツアーは締め出すということですか。

田村

：仰ることはよく理解できますが、肝心の人数の上限についての論議ができていません。資料構成は3頁の1)が団体、2)が上限人数の話であります。これは逆ではないでしょうか。人数の上限を決めて、その中で団体をどう扱うかという手順で考えるべき問題であります。

吉野きたやま森林組合上北山支所・下吉

：例えば上限を1日あたり50人にしたとき、旅行社が全てを占めてしまい、個人の登山客が締め出されるようなことも考えられます。そういう場合の取り扱いについても検討する必要があると思います。

長嶋座長

：いろいろな議論をありがとうございました。本日の論議では総量規制をするのか、ピークカットなのかという点で熱心が議論を頂きました。しかし、やはり総量を考慮する必要があるということについては、否定できない議論であると思います。そうしたときに問題は、今回スタートするに当たって設定する人数が固定的ではないということを前提にして、質の高い利用として想定される人数設定であれば大方ここにおられる皆様が納得できる案が2つくらいには絞れるのではないかと思います。それをできればワーキングで議論して皆様に提案できるような形にしたいと思います。

その時には、この場に来て始めて知ったということがないような形で議論をしたいと思います。その上で皆様から意見を持ってきていただいて、こうした皆様が集まった協議会の場で最終決定できるような方法で進めていきたいと思います。

では次に資料2について説明をお願いします。

(事務局より資料2「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会 設置要領(改正案)」を説明)

(異議なしの声)

長嶋座長

：では、本日の議題は以上でありますので、フロアの方からご意見があれば、どうぞご発言をお

願います。

(傍聴者意見)

傍聴者 A

：長嶋座長もおっしゃっていたように原理原則を守ってお願いしたいと思います。もともと何のために行くかといえばワイズユースのためでありますので、その辺を踏まえてよろしく願います。

傍聴者 B

：議論を聞いていますと、登山者だけの山にするような印象を受けます。しかし私はいろいろな人に大台ヶ原のすばらしさ、自然の大きさを知っていただきたい、体験していただきたいと思います。従って、一般の山に馴染んでない方にこそ来ていただいて、自然の大きさやすばらしさを理解し体験していただけるようなことを考えていただきたい。我々村に住む人間としては、山をいかに利用していきたいかというのが率直な思いであります。

傍聴者 C

：今、ご発言にあったような利用を歓迎していくことには反対の意見を持っております。ドライブウェイが開通して以来の大台ヶ原を見てきたものとして、今の大台の姿は非常に心が痛みます。今回の利用調整地区の取り組みについては大変希望を持って期待しております。地域振興ということもとてもよく理解できますが、理念をもってお願いしたいと思います。

長嶋座長

：ほかにありますでしょうか。なければ以上で終わりたいと思います。

事務局

：どうもありがとうございました。本日の意見を踏まえて、次回の協議会は5月を目標に開催したいと思います。開催については改めて案内させていただきますのでよろしくお願い致します。

■挨拶（環境省近畿地方環境事務所統括自然保護企画官）

：本日は、長嶋座長をはじめ、ご出席の皆様のご意見をいただき、無事会議を終了できましたことにつきまして、感謝申し上げます。特に利用調整地区の区域と期間につきましては、ご提案した案についてご了解をいただけたと思っております。利用人数のあり方、管理運営のあり方につきましては、引き続きの議論が必要ということも痛感いたしました。

長嶋座長からも、次回の協議会を開催するに当たっては、十分に詰めた案を提案していく必要があるというご指摘をいただきました。4月に、地域の皆様と専門の先生方、関心のある皆様にお集まりいただき、ワークショップや懇話会のような形式で、色々なアイデアを整理するような場を持ちたいと思っております。どうかよろしく願います。

また本日は田村会長がお見えになっていますが、昭和44年、大台ヶ原の自然を守る会が上北山村に入り、村の青年団の方々と、風雲急を告げる大台の森林開発を防ぐための民有地取得ということで議論があったと伺います。また、研究者や山岳会の方々のご支援があったと聞いていま

す。その意味では、本日は当時のメンバーと重なる方々がお集まりいただいたのだと思います。皆様のお知恵をいただきまして、今後ともこの会を成功させていければと思っております。本日はどうもありがとうございました。

[文責：近畿地方環境事務所]